



Title	アンドラの言語状況と言語政策
Author(s)	長谷川, 信弥
Citation	Estudios Hispánicos. 2002, 26, p. 57-68
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97956
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アンドラの言語状況と言語政策

長谷川 信弥

0. はじめに

カタロニア語を唯一の公用語とするアンドラ公国(Principat d'Andorra、以下、アンドラ)は、カタロニア語が国家レベルで公用語となっている唯一の国家でもある。しかし、カタロニア語の話者600万人弱の大半がスペインのカタロニア自治州の住民であるのに対し、このピレネー山脈の小国アンドラの人口は、1998年の統計によればわずか65,877人である。この6万人強という数字は、カタロニア語全体に対する影響力という点ではあまりに少ない人口である。しかし、問題はそこにあるのではなく、アンドラ国内の社会的構造の急速な変化にある。1950年代にはわずか6千人程度であった人口が約40年後にはおよそ10倍に膨れ上がっているのである。これは、経済発展にともない移民を受け入れたことによってもたらされた結果であり、これまでのカタロニア語の単一言語社会が、急速に多言語社会へと変貌したのである。¹⁾ここに言語を自らのアイデンティティーのよりどころのひとつととらえ、1993年に制定された憲法においてもカタロニア語を公用語と規定しているにもかかわらず、隣接する言語の流入によってカタロニア語の勢力の低下を強く意識せざるを得ない状況が生まれている。これに対し、1995年と99年に政府による社会言語学調査がおこなわれたが、その結果からこの数十年のカタロニア自治州とは対照的な傾向が見てとれる。これをふまえて、1999年に言語政策法が制定されたが、本稿では、上記の調査結果とその分析を刊行資料に基づき紹介し、また99年の言語政策法を紹介することによってアンドラの抱える言語実態の問題点を考えてみたい。

1. 言語調査の分析結果

1.1 母語話者の構成

まず資料(1)から、1995年からの4年間の変化についての分析結果を紹介する。アンドラは、フランスとスペインに囲まれているため、両国からの

観光客や労働者が多いのが特徴であり、両国の国家レベルの公用語であるフランス語とスペイン語(カスティリア語)が日常的にも使用されている。さらに近年は、ポルトガルからも多くの労働者が流入している。アンドラは、20世紀後半、特に観光業に力を入れてきたため、隣接するスペインとフランスの公用語が様々な機会に流入することは避けられなかった。ピレネー山脈の谷間に位置するアンドラへの空路はなく、陸路が唯一のものであり、フランスからの実質的に唯一の道路がアンドラ国内を南北に貫き、最終的にスペインとの国境に達するが、これもスペインとの実質的に唯一の交通路である。国境を接するスペイン側はカタロニア自治州である。このため、スペイン側からのルートによってカタロニア語とスペイン語の両方が流入することになる。このようにフランスとスペインの両方からの流入と流出が極めて限られたルートによるものなのである。

上記の実状を数字で確認してみると、1998年の人口65,877人のうち、アンドラ国籍の住民はわずか25.6%にすぎない。人口全体で最も多いのがスペイン国籍の住民で48.4%、次いでポルトガル国籍の住民が11.4%、フランス国籍を持つ者は7.4%となっている。これら以外の外国人は全体の7.1%である。1994年の人口と比較すると、アンドラ国籍の住民の割合が3ポイント増加しているのに対し、スペイン国籍の住民が2.4ポイント減少した。これは一定年数(25年)以上居住したスペイン人がアンドラ国籍を取得したためである。これらの数字だけから見ると、スペイン語が最大の話者集団であるかのように見えるが、状況はそう簡単でない。スペイン国籍であるといっても、カタロニア自治州の出身者がおよそ半数を占めることから、母語がカタロニア語である場合も多いため、実際にはカタロニア語話者はアンドラ国籍の住民に限らないことが考えられる。ここで注目したいのはどの言語がより優位であるかであり、アンドラの場合、表1が示すように、1995年と99年の調査結果をみると大きな変化が見られた点である。

	1995年	1999年
カタロニア語	42.7%	35.1% (-7.6)
スペイン語	34.6	43.2 (+8.6)
フランス語	10.8	9.5
ポルトガル語	10.7	10.9

英語	1.7	1.3
その他	4.8	6.2

表1 全人口に占める、母語レベルで話すことのできるの割合

表1から、1995年に最大の割合を示していたカタロニア語を母語とする人が、1999年には7.6ポイントも減少する一方、スペイン語のそれは8.6ポイント増加し、結果的にカタロニア語がその地位をスペイン語に明け渡したことがわかる。さらに細かく見た結果では、国籍別の母語の割合が示されていて、アンドラ国籍とスペイン国籍の住民についてみたものが次の表2である。

国籍	母語	1995年	1999年
アンドラ	カタロニア語	69.0%	61.4% (-7.6)
	スペイン語	19.2	27.5 (+8.3)
	その他	11.8	11.1
スペイン	カタロニア語	40.5	30.9 (-9.6)
	スペイン語	51.0	58.9 (+7.9)
	その他	8.5	10.2

表2 国籍別の母語話者の割合（フランス、ポルトガル国籍は省略）

いずれの国籍を持っても、カタロニア語を母語とした人が大きく減り、逆にスペイン語を母語とした人が大幅に増加した。これがいかなる意味を持つかといえば、アンドラ国籍の住民に関しては、もともとスペイン国籍でスペイン語を母語とする人がアンドラの国籍を取得したたためにスペイン語の割合が8.3ポイント増加したと考えられる。一方、この4年の間にアンドラへの居住を始めたスペイン国籍の住民の増加分が

7.9ポイントであると考えられる。どちらの国籍であっても、スペイン語を母語とする人が増加したことが、重要な意味を持つ変化であるといえる。実数でいえば、この期間新たにアンドラへやって来た移民は6,700人である。これらすべてがスペイン語を母語とする人ではないが、国全体の人口を考えると大きい数字である。

これらの数字は、その言語を「話す」ことのできる人の割合で、母語であるかどうかの判断をしているわけであるが、他の3つの技能、つまり「理解する」「読む」「書く」ことについてみても、スペイン語がカタロニア語や他の言語を上回っている。4年間の変化をみても、わずかながらではあるがすべての技能においてスペイン語の割合が増加している。一方カタロニア語は「理解する」と「書く」能力においては若干の割合が増加したものの、「話す」と「読む」ことに関しては若干の減少を示している。

1.2 言語ごとの運用能力

次に全人口に対する各言語ごとの運用能力をみると、カタロニア語とスペイン語に関して、4年間に「完璧な」レベルにある人の割合が増加し、カタロニア語は18.6%から29.3%へ、スペイン語は47.8%から57.8%となった。この数字をみてもスペイン語を高いレベルで維持する人の割合は、カタロニア語のそれより2倍近い数字を示し、スペイン語の優位が確かめられよう。もっともこれは、4年前に「十分な」レベルにある人の運用能力が増加したことが原因で、事実このレベルでは両言語とも割合が低下している。ちなみにフランス語を「完璧な」レベルで維持する人は19.6%、ポルトガル語は7.8%、英語は3.8%となっていて、4年間の変化は大きくない。

「十分な」レベルの運用能力を持つ人もあわせてみると、カタロニア語76.2%、スペイン語95.2%、フランス語50.1%、ポルトガル語13.3%、英語20.8%となっていて、アンドラの多言語性をよく表しているといえよう。特にカタロニア語よりスペイン語の運用能力が高い割合を示していることが特徴としてあげられる。

1.3 様々な場面における言語使用

今度は社会生活上の各場面における各言語の使用状況を見る。まず、家庭内・友人間・職場内・職場での外部との接触といった各場面ごとのそれに用いる言語の1995年から99年の推移は次の表3のとおりである。

1995年 → 1999年

(1) 家庭内

カタロニア語	46.7%	37.9%	(-8.8)
スペイン語	29.5	34.2	(+4.7)
上記両言語	3.6	5.6	(+2.0)
フランス語	6.8	6.3	
ポルトガル語	6.7	8.2	

(2) 友人間

カタロニア語	45.5%	37.5%	(-8.0)
スペイン語	24.5	29.4	(+4.9)
上記両言語	11.2	13.7	(+2.5)
フランス語	6.0	4.3	
ポルトガル語	4.1	4.9	

(3) 職場内

カタロニア語	48.2%	38.8%	(-9.4)
スペイン語	31.5	37.9	(+8.4)
上記両言語	7.3	10.8	(+3.5)
フランス語	6.2	4.5	

(4) 職場での外部との接触

カタロニア語	46.6%	32.3%	(-14.3)
スペイン語	28.8	24.6	(-4.2)
上記両言語	10.2	26.5	(+16.3)
フランス語	7.3	6.8	

表3 各場面ごとの使用言語

この表における「上記両言語」は、カタロニア語とカスティリア語を同等に使用する割合を示しているが、興味深いことに(4)の職場において外部

の何らかの人との接触に際して、両言語を用いる、つまりバイリンガルの状態にある人が大幅に増えて(10.2%→26.5%)いることである。その他の場面では、カタロニア語が全体としてなおわずかに優勢ではあるが、その減少傾向とスペイン語の増加、そしてバイリンガルへの傾向が確認できる。

さらにこの資料(1)には、各種サービス業における客側と対応する側の使用言語についての調査結果が示されている。その結果からサービス業を使用言語の割合から3つのグループに分けることができるという。それらは、

- (a)銀行・保険会社・行政書士事務所 (gestoria)、
 - (b)レストラン・化粧品や食料品などの商店、
 - (c)美容院(理髪店)・バス・タクシー・百貨店・バル・パブ・ディスコ、
- であり、(a)(b)(c)の順にカタロニア語が使用される割合が減少していくことを基準にして分類されている。それぞれにおいて客側と対応側の使用する言語を調査している。その結果を以下に示す。

(a)銀行・保険会社・行政書士事務所 (gestoria)

	1995年	1999年
常にカタロニア語	64.1%	59.6%
常にスペイン語	23.6	28.4
上記両言語	2.9	4.8
常にフランス語	7.4	5.1
その他	2.0	2.1

(b)レストラン・化粧品や食料品などの商店

	1995年	1999年
常にカタロニア語	47.4%	42.9%
常にスペイン語	37.7	42.9
上記両言語	7.9	10.5

常にフランス語	5.2	2.5
その他	1.8	1.9

(c)美容院(理髪店)・バス・タクシー・百貨店・バル・パブ・ディスコ

	1995年	1999年
常にカタロニア語	36.6%	33.9%
常にスペイン語	51.9	52.4
上記両言語	6.1	10.1
常にフランス語	2.2	2.1
その他	3.2	1.5

表4 サービス業における使用言語の割合

この結果から次の2点が指摘できる。ひとつは、いずれのグループにおいても共通する傾向として、この4年間にカタロニア語の使用率が減少し、対照的にスペイン語およびスペイン語とカタロニア語の両言語を使用する率が増加していることである。もうひとつは、(a)のようなより公的・法的なサービス業種ではカタロニア語の占める割合が高く、一方で、(b)や(c)のような、より日常的な需要の高いサービス業においてはスペイン語の使用率が上がることである。

以上、ごく簡単に、母語話者数、運用能力別での比較、また各言語ごとの運用能力、また場面別の使用状況から1995年から99年にかけてのアンドラの言語状況の変化を紹介したが、全体としてどの数字をとってもスペイン語のさらなる浸透が確認でき、それと同時にカタロニア語の相対的地位が低下しつつあることも確認できた。これまで歴史的に一貫してカタロニア語が用いられ、唯一の公用語であるアンドラのいわばアイデンティティの喪失に対する危機感がこの調査結果のなかに色濃く感じられ、カタロニア語の優位性を守るための言語政策法に影響を与えている。

また、スペイン・カタロニア自治州でのカタロニア語をめぐる状況との

違いについてもいくつかの点を指摘することができる。最初に、フランコ政権終了以降、つまり1975年以降カタロニア自治州では一貫してカタロニア語の使用率が上昇し続けている点である。これは民主化と地方自治の成果としてとらえられている。次に、カタロニア自治州では一般に、より公的・法的なサービス業種でのカタロニア語の占める割合がスペイン語に比べ低いことが知られており、アンドラの状況とは対照的である。これは、スペイン語が社会のなかでの上位言語であった時期の長いカタロニア自治州と、逆にこれまでカタロニア語の単一言語社会であったアンドラとの違いを浮き彫りにしているといえる。

では、次章で1999年に制定されたアンドラの言語政策法について紹介する。

2. アンドラの言語政策法

2.1 諸特徴

1999年末に発効した言語政策法「公用語使用整備に関する法」(Llei d'ordenació de l'ús de la llengua oficial、資料(2))の目的は、アンドラ公国憲法第2条第1項に謳われ、本法律の第1条でも繰り返されている「国家の公用語はカタロニア語である」ことを実効性のあるものにするものである。第2条では、そのための達成目標があげられていて、カタロニア語の公用語としての使用の保証、言語権の確立、公的機関・教育・マスメディア・文化的活動・社会的活動・スポーツにおけるカタロニア語使用の保証、国家のアイデンティティー維持のための必要不可欠な手段としてのカタロニア語に対する認識の普及などをあげている。続く章では、これらの目標に対する具体的な方策が規定されているが、それらのなかで特に一般の社会生活に関連の強い項目(第2章および第3章)については、政府の言語政策部(Servei de Política Lingüística)が小冊子の形で住民への周知を図っており、それには以下の項目があげられている。

- ・ いかなるポスター・広告もカタロニア語で作成されていること。
あわせて他の言語が用いられる場合には、それが占める面積がカタロニア語のそれより狭くなること。
- ・ バル・レストラン・ホテルのメニューや料金表などの印刷物や

掲示はカタロニア語で作成されていること。前項同様に他の言語が用いられる場合には、二次的な場所に用いられること。

- ・商業施設や企業は、顧客への対応にカタロニア語を使用すること。これは、2002年1月までにカタロニア語の知識を持った人員を配置すること。このために無料の学習機会が公的機関によって提供されている。²⁾
- ・商業施設・スポーツ施設・ディスコ・スキー場・コンサート・催し物などにおける放送はカタロニア語でおこなうこと。
- ・スポーツ団体、幼稚園・保育所でのカタロニア語の使用。
- ・医療機関・公共機関におけるカタロニア語での対応。
- ・カタロニア語とは異なる言語集団に対しては、その内部での伝達においては必ずしもカタロニア語を使用しなくてもかまわない。

また、別のパンフレットではカタロニア語を話さないすべての人向けに、カタロニア語・スペイン語・ポルトガル語・フランス語・英語で、公用語の規定・飲食業など顧客への対応を必要とするいかなる職種への就労時のカタロニア語使用の義務・学習機会の無料提供について周知が図られているが、このような広報活動は、小国家であるがゆえに徹底されやすいという利点があろう。

この言語政策法の特徴のひとつに第6章で罰則の規定が盛り込まれていることがあげられる。罰則は、その程度によって、軽度・重度・非常に重度の違反の3つに分けられ、各条項がこれらのどの程度に当たるのかが規定されている。例えば、「バル・レストラン・ホテルのメニューや料金表などの印刷物や掲示はカタロニア語で作成されていること。」(第17条)に違反した場合には、重度の違反とされる。また、この違反を犯してから1年以内に再度犯した場合には非常に重度の違反とされるのである。さらにこの罰則規定では、罰金額もそれぞれに決められており、以下の通りとなっている。

- ・軽度の違反：訓告処分または、20,000ペセタ以下の罰金
- ・重度の違反：20,001ペセタから200,000ペセタの罰金

・非常に重度の違反：200,001ペセタから500,000ペセタの罰金

この罰則規定がスペイン・カタロニア自治州の言語政策法とは異なる。1998年に発効した同法ではカタロニア語使用についての細かな規定はあるものの、罰則規定は盛り込まれていない。しかしこのようにアンドラの言語政策法に盛り込まれていることは、公用語推進への強い意志と捉えることができるであろう。とはいえ、その序文において述べられているように、同法は、ある違反に対して罰則が適用される以前の修正の可能性を与えており、罰則は最終的な手段であること、あくまでも積極的な意味での公用語の促進を目的としたものであることも承知しておく必要があるといえる。

2.2 カタロニア自治州の言語政策法との比較

最後にカタロニア自治州の言語政策法との違いについて考えることにするが、まずこれがいわゆる地域法であるのに対して、アンドラのそれが国内法(国家法)であることがあげられる。カタロニア自治州においては、スペイン憲法でスペイン語が国家としての公用語と規定されていることに加えて、自治州独自の公用語としてのカタロニア語が併存した形になっていて、言語政策法でも公用語としての両言語の対等な効力が確認されている。そのうえアラン渓谷のようにさらなる別の言語が公用語として認められている自治州内の地域もあり、法的にもバイリンガルまたはそれ以上の状態が想定されていることになるのである。一方、アンドラの場合、現実にはバイリンガル社会に近い状態ではあるものの、憲法でも言語政策法においてもカタロニア語のみが公用語であって、法的にはバイリンガルの状態が想定されていないのである。

また、いわゆる言語権の問題については、スペインでの事例として塚原(2001)で論じられていて、スペインの抱える多言語性の問題点が明らかにされている。アンドラの言語政策法においても、一般的な言語権と義務がそれぞれ第3条と第4条において設定されている。アンドラの場合は、公用語ではない言語、多くの場合はスペイン語とフランス語あるいはポルトガル語になるであろうが、これらの言語の話者集団の言語権が問題になると思われる。これに対して、同法ではそのような集団の言語権を集団内については認めている。しかし今後さらに非カタロニア語話者が増加した時に起こりうる問題として指摘されなければならないだろう。

3. 最後に

アンドラの言語状況の推移を概略的にはあるが見てくると、これはピレネー山脈のミニ国家だけの問題ではなく、広くEU全体に課せられた問題であるにとらえなければならないであろう。厳密にはアンドラはEUに加盟していないが、その流れのなかで言語政策を模索する同国の姿は示唆的である。

またこの言語政策法における教育の問題についても論じる必要があるが、これはあらためて紹介したいと思う。

2.1で述べたように、本法律で義務化された項目の実現のための猶予期間は2年間で、2002年1月がその期限である。実施についての具体的な報告が待たれるところであるが、今後ともアンドラの言語状況について注目していきたいと考える。

注

- 1) Boix, Emili i Farràs, Jaume (1996), pp.49-51.
- 2) 猶予期間については、経過措置の項に記載されているもの。

資 料

- (1) *Coneixements i usos lingüístics de la població d'Andorra. Situació actual i evolució 1995-1999*. Servei de Política Lingüística, Govern d'Andorra, 2000.
- (2) Llei d'ordenació de l'ús de la llengua oficial, del 16 de desembre de 1999, de Principat d'Andorra. 邦訳：塚原信行(名古屋大学大学院)「公用語使用整備に関する法」(多言語社会研究会を中心とする「言語法翻訳プロジェクト」の一部(準備中))

参考文献

Alegre, Montserrat (1991) *Dialectologia catalana*. Barcelona, Teide.

Badia, Montserrat (1996) 《Llengua i Administració al Principat d'Andorra》, *Jornades de la Secció Filològica de l'Institut d'Estudis Catalans a Andorra*, Institut d'Estudis Andorrans, pp.91-100.

Boix, Emili i Farràs, Jaume (1996) 《Coneixement i usos lingüístics dels estudiants de secundària d'Andorra l'any 1992》, *Jornades de la Secció Filològica de l'Institut d'Estudis Catalans a Andorra*, Institut d'Estudis Andorrans, pp.49-84.

Colomina i Castanyer, Jordi (1999) *Dialectologia catalana. -Introducció i guia bibliogràfica*. Alacant, Universitat d'Alacant.

Pradilla Cardona, Miquel Àngel (ed.) (1999) *La llengua catalana al tombant del mil.lenni*. Barcelona, Editorial Empúries.

塚原信行(2001)「言語権と言語政策評価－スペインの事例－」『社会言語学 I』「社会言語学」刊行会、pp.75-82.

長谷川信弥(2002)「多言語国家スペイン」『EX ORIENTE』vol.6. 大阪外国語大学言語社会学会、pp.73-95.